

令和5年度

周防大島町教育の基本方針



旧森野小学校



旧城山小学校

周防大島町教育委員会

目 次

I	周防大島町の教育	
1	本町教育の現状	1
2	教育の基本方針	1
3	基本方針の推進	1
II	周防大島町教育のめざす姿	2
III	周防大島町教育の構造	2
IV	学校教育の基本方針	
1	基本方針	3
2	重点施策	3
V	社会教育の基本方針	
1	基本方針	5
2	重点施策	5
VI	総務の基本方針	
1	基本方針	7
2	重点施策	7

令和5年度 周防大島町教育の基本方針

I 周防大島町の教育

1 本町教育の現状

少子高齢化の進展やデジタルを活用した情報社会の到来が叫ばれる中、教育現場では、令和2・3年度からの新学習指導要領の全面実施や学校の統廃合が行われ、子どもたちを取り巻く教育環境の変化に対応すべく教育施策が求められている。

本町では、令和3年(2021年)3月に策定した『第2次周防大島町総合計画』に基づき、これまで「志をもち確かな学力と基本的な生活習慣を身につけた、本町の将来を担う人材の育成」をめざし、町内の全小・中学校のコミュニティ・スクールを核として、町民の力を結集し、本町の宝である子どもの成長を支援する取組を進めてきたところである。

2 基本方針

「自立・協働・創造 ～ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくり」

未来の周防大島町を担う子どもたちが、豊かな自然や文化に親しみ心豊かでたくましく育つためには、家庭や地域と学校との連携を強め、全ての子どもたちの成長を支える仕組みづくりを推進し、子どもたちの生きる力(※)の育成を図っていくことが求められる。

また、生涯学習の視点から、町民のニーズに応じた学びやスポーツの機会を提供し、生涯にわたって地域の学習やスポーツに親しみ、ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくりを推進する。

※ 本町では生きる力を、「自立(自ら生きる)」・「協働(ともに生きる)」・「創造(よりよく生きる)」の3つの視点から捉えることとしている。

3 基本方針の推進

教育目標の達成に向け、学校教育と社会教育の分野において、次の視点で取組を進める。

- (1) 実生活で活用できる学力を高め、社会の一員として活躍できる人材の育成に努める。
- (2) 学校・家庭・地域が連携を図り、それぞれの役割を果たしながら、心豊かな町づくりに努める。
- (3) 生涯学習活動や地域交流活動、生涯スポーツの振興による健やかで笑顔あふれる明るい町づくりに努める。
- (4) 教育に重点を置いた町政のもと、将来を見据えた教育環境の整備と有効活用に努める。

II 周防大島町教育のめざす姿

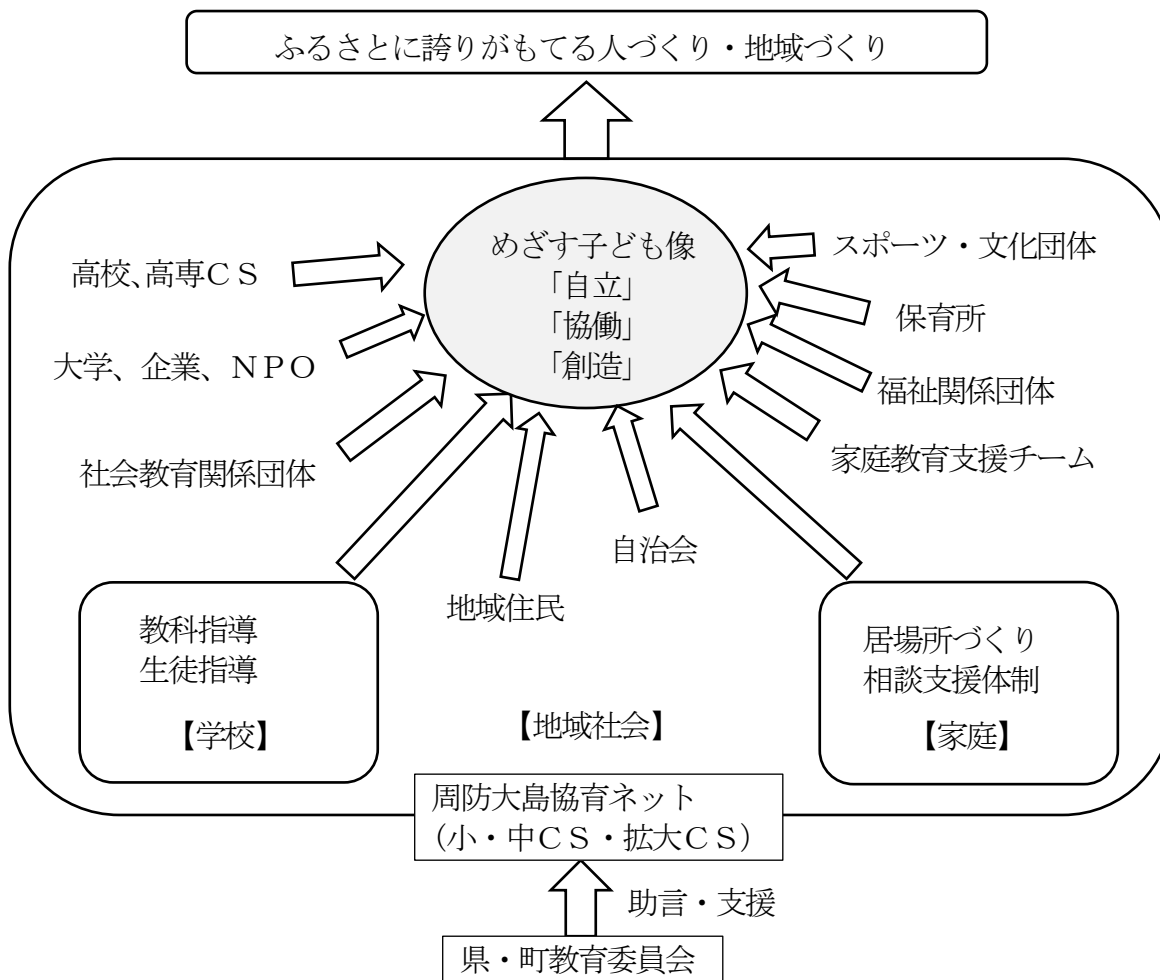
1 子どもに育てたい力（めざす子ども像）

- ◇「自立」－ 自己肯定感を高め、目的をもって現実社会をたくましく生きていくために必要な粘り強さを育成する。
- ◇「協働」－ 多様な考えや立場を理解・尊重し、自分や他者を大切にする思いやりの心を育成する。
- ◇「創造」－ 課題を見つけ、主体的に課題解決を図っていくマネジメント能力を育成する。

2 教職員に必要な力（めざす教職員像）

- ◇「マネジメント能力」－資源を有効に活用して、目的の達成を図る。
- ◇「人間力」－温かいコミュニケーションにより、学校・家庭・地域の協働実践を推進する。

III 周防大島町教育の構造



IV 学校教育の基本方針

1 基本方針

令和2・3年度からの新学習指導要領の完全実施やコロナ禍による社会変化への対応が進められている中、「これからの時代に求められる資質・能力の育成」が最重点取組となっている。まさに、今が教育改革。教育改革は教育委員会の使命であるとの認識のもと、周防大島町では、学校教育課内に新たに教育改革センターを設置して、学校教育の振興に努めていくこととした。

そこで、次の3点をかかげ取組を推進する。

- 1 教職員のマネジメント能力の向上を図るための研修を推進する。
- 2 地域の教育資源を活用した教育活動の質の向上を図る。
- 3 コミュニティ・スクールを核とした地域総がかりの取組を充実する。

これら全ての取組が、子どもの成長とつながり、地域の担い手意識を高めることとなる。

2 重点施策

(1) 確かな学力の定着と向上

○学校の組織力の強化

－全校体制によるカリキュラム・マネジメント、きめ細かな少人数指導体制

○「わかる授業」「楽しい授業」を実現する教員の授業力の向上

－ICTの効果的な活用、研修の確保

○体験活動の充実

－企業や専門家等と連携した企画活動

○校種間連携による教育の充実

－英語教育、KS学習（拡大集合学習）、小中連携教育、中高一貫教育

○学校・家庭・地域の連携力の強化

－学校運営協議会「ユニット型研修」、学習習慣や生活習慣の確立

○教育環境の整備

－特別教育支援員と特別支援教育コーディネーターの配置、各種助成事業

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

○開発的・予防的な生徒指導や相談体制の充実

－「いじめ対策委員会」を核とした取組、早期対応の重視

○人権尊重意識を高め、一人ひとりを大切にする人権教育の推進

－安全で安心な環境づくり、信頼関係の構築、主体性を育む授業実践

○心を耕す教育の実践

－道徳教育の充実と道徳科の授業づくり、学校図書館の充実や読書機会の確保

○体力向上に向けた組織的な取組の推進

－日常的な運動機会の確保、食育等の計画的な健康教育

○教育環境の整備

－読書活動推進員、部活動指導員の配置、SCやSSWの派遣

(3) 家庭・地域と一体となった学校づくりの推進

- コミュニティ・スクールの仕組みを生かした連携体制の構築・強化
 - －「学校・地域連携カリキュラム」の検証改善、「学校・地域の課題」や「地域づくり」に関する熟議
- 地域と連携・協働する活動の推進
 - －子どもの学校運営協議会への主体的な参画と協働活動
- 学校安全の質と水準の向上
 - －生活安全・交通安全・災害安全の取組、通学路の安全点検、専門家と連携した取組

V 社会教育の基本方針

1 基本方針

価値観の多様化や社会状況の大きな変化は、少子高齢化が大きく進む本町にも多大な影響をもたらしている。このため、近年は、町民個々の趣味や教養という自己啓発のための学習ニーズも多岐にわたっている。

そこで、本町では、人権尊重を基本理念として、多様なライフスタイルを見据えた生涯学習を推進するとともに、その成果が人と人とを結び繋ぐ活動に発展させる必要があると考える。

また、地域住民の活動の場となる各種施設等は、温かな人間関係が生まれる場としたい。

さらに、私たちの心の豊かさの源であり、郷土の誇りに繋がる特色ある文化遺産や地域文化の継承に努め、本町教育の基本方針である「自立・協働・創造～ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくり」の具現化や近い将来に訪れるであろうAI社会、高度IT社会に対応すべく、10年20年先を見据えた人材育成に努めたい。

また、新型コロナウイルス感染症との長期戦を見据え、新しい生活様式のもと有効なコミュニケーションのあり方を模索するとともに、行政改革の一環として社会教育施設及び行事等の効率的かつ効果的な運営の検討にも取り組んでいく。

2 重点施策

(1) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

- 公民館を「自助・共助・公助」の基礎的關係性を築く拠点とし、多種多様な活動の支援を図る。また安心して健やかに暮らせる地域コミュニティの充実を目指す。
- 新しい生活様式のもと、多様なライフスタイルに対応した学習情報や学習機会の提供、自主学習団体等への活動支援など、人材育成や人と人とのつながりの促進を目指す。
- 社会教育施設の環境整備と利用の促進を図るとともに、効率的な運営についても取り組む。
- 郷土の歴史・芸能・文化の保存や継承を行い、郷土愛を育む取組を推進するとともに、その有効活用についても模索する。
- 気軽に図書館に立ち寄ることにより、様々な人々がふれあい、本に親しむことができるよう、利用しやすい環境づくりに努める。

(2) 地域の教育力活性化の推進

- 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する「地域協育ネット」の仕組みを活かし、地域学校協働活動の充実を図る。
- 家庭の教育力を高める学習機会の提供や相談対応を行う。
- 青少年の健全育成に関わる事業の支援、相談体制の整備を図る。
- 社会教育団体の育成支援を行う。
- 福祉関係機関と連携しながら、地域の教育力活性化に向けた取組を進める。

(3) 人権教育の推進

- 「山口県人権推進指針」に掲げられている各課題の理解を深め、人権尊重の精神が正しく身につくよう、住民の言動につながるよう学習機会の確保、充実に努める。
- 様々な人権課題について地域で学び合うための取組が活性化するように、指導者の養成に

努める。

○「周防大島町人権教育推進大会」を開催し、町民一人一人の人権意識の高揚を図る。

(4) スポーツの振興

○競技大会やレクリエーションなど幅広い大会等を通してスポーツ交流を促進することにより、日常生活における緊張緩和にも寄与することを目指す。

○生涯スポーツ推進のリーダーとなる指導者の育成、資質の向上を図る。

○子どもから高齢者まで生涯を通じて活動できる総合型地域スポーツクラブの設立を支援していく。また、部活動の地域移行が進められていく中で地域の携わり方を検討する。

○スポーツ施設の機能向上と利用の促進を図る。

○少子高齢化が進む中、またコロナ禍など状況が変化する中で各種大会等を開催する方法や内容を模索する。

VI 総務の基本方針

1 基本方針

令和5年4月に東和小学校が開校し、小学校8校・中学校2校の計10校体制となる。今後の統合計画については、児童生徒数の推移や教育環境、また保護者の声に耳を傾けながら長期的に検討していく。

学校給食については、今までとおり安全・安心な学校給食の提供を基本理念とし、安全性への配慮、食育の推進食材の地産地消などに取り組む。また、給食費については、保護者の経済的負担の軽減・子育てしやすい教育環境の充実につなげるため、令和5年4月より国の「米空母艦載機部隊配備特別交付金」を特別財源とした無償化事業を始める。

2 重点施策

(1) 学校施設の維持修繕

学校との連絡調整を密に行い、緊急性・必要性の高い施設整備要請については、順次修繕等を実施する。

(2) 学校施設の改修工事

東和小学校の屋内運動場改修工事・下水道接続工事を行い、浮島小学校及び島中小学校については、全館空調機器設備に不具合があるため個別空調設備への機器更新工事を行う。

(3) 給食費無償化事業

米空母艦載機部隊配備特別交付金を特別財源として造成した基金を充当し、町内の小中学校児童・生徒の給食費無償化を実施する。

(4) AED 更新購入事業

平成28年度に購入し耐用年数7年を経過するAEDについて、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源とし更新購入する。更新機器数は43台（新規5台含）。

(5) 周防大島町語学留学生派遣事業の実施

高校生・高専生対象の語学研修について、姉妹島のハワイ州カウアイ島にて英語の語学力向上のみならず異文化学習や体験交流を加えたプログラムで語学留学生の派遣を行う。

(6) 周防大島高等学校通学支援費給付金事業の実施

周防大島高校の存続・発展を図るため、生徒の通学費の一部を生徒の保護者に対して給付する。

(7) 学校跡地利用問題

廃校になった校舎等の維持・修繕を行う。校舎等の再利用を図るため、4校（森野小・城山小・椋野小・情島小中）の廃校跡地利用者一般公募を行う。